

令和 3 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人三輪会

1. 基本方針

現代のわが国では出生率の低下による少子高齢社会や人口減少が大きな社会問題になっています。特に国の財政等の問題で社会保険料の負担が増大する中、老人福祉の大幅な介護保険の受益者負担の増額・介護保険改正による事業所の大幅な収入減、老人医療の対象年齢繰上げ・自己負担率増の見直し等に加え、消費税10%への増税もあり、急激な負担・制度の変化に順応しにくい高齢者層、又、年金受給生活者には、その影響がことのほか大きい物があります。しかも医療技術の進歩と医薬の開発、及び生活環境の向上等により、わが国が、世界でのトップの長寿国となり得ましたことは、誠に喜ばしいことありますが、反面、先ほどにも述べたように人口の少子高齢化による少子高齢時代となっております。

こうした中で人口構造（女性の社会参加、晩婚化、非婚化、少子等）、家族構造（核家族、1人暮らし、高齢世帯等）、就業構造（サラリーマン化、共稼ぎ等）、地域構造（急速な都市集中、地域格差）を背景に、親に対しての扶養意識の減退、社会問題ともなっている8050問題等を抱え、老後の生活基盤はさらに不安定になり、特に、弱者の立場にある要介護高齢者は不安な生活を余儀なくされています。又、戦後の団塊世代が75歳を迎えるようとしています。このことで今後さらに要介護高齢者の増加が見込まれます。高齢者が要介護になつても、住み慣れた地域で安心、安全に、元気に健康で明るく楽しく生活していただくには、誰もがどこでも必要な時に必要なサービスが受けられるように、法人が経営する施設・在宅等のフォーマルサービスの拡充が不可欠であり、また、地域のニーズに沿ったインフォーマルなサービスにも力を注いでいく必要があります。

そのような中、昨年より世界で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が猛威を振るっています。日本も深刻なコロナ禍の中で、まずは職員や家族が感染しない、そして施設に持ち込まない予防対策を今後も継続し、重篤化しやすく、命に直結するこの感染症から入居者様の命をお守りする、この『三守』を徹底するとともに、これまでの生活の質に低下を招くことのない創意工夫した運営を目指していきます。

総合福祉施設として地域の高齢者並びにその家族のニーズに即応できるワンストップ体制づくりを行い、地域高齢者福祉への貢献に尽力するとともに、施設介護サービス並びに在宅介護サービスのクオリティを高める為に鋭意努力して参ります。「信頼と安心」、「感動、感激、感謝」そして「健康で楽しく」を柱に、「明るく、優しく、美しく」、いつでも誰もが必要なサービスや相談がすぐに受けられる地域の高齢者福祉の拠点として、社会福祉法人三輪会は職員ワンチームとなって、より一層の施設・在宅サービスの質の向上を図る所存です。

2. 運営方針

『高齢者の福祉と尊厳をまもる 行動宣言』

=私たちの使命=

(福祉立国)

1. 私たちは誰もが安心して暮らすことのできる社会福祉、地域福祉の実現をめざします。
(高齢者の尊厳)
2. 私たちは介護力の向上に努め、高齢者の尊厳の保持と自立をめざします。
(より良い制度づくり)
3. 私たちは高齢者、家族の福祉・介護ニーズに則した利用者本位の制度づくりをめざします。

=私たちの誓い=

(高品質サービスの実施)

1. 私たちは、福祉・介護・医療等との積極的な連携により、利用者に信頼される個別ケアに努めます。
(自己研鑽)
2. 私たちは、プロとしてのケアをめざし、科学的実証研究に基づく専門知識と技術の習得に努めます。
(地域福祉向上)
3. 私たちは、地域社会の福祉課題解決に向け、必要な制度・サービスの創造と提供に努めます。
(虐待の根絶)
4. 私たちは、高齢者の生活の場において、全ての虐待行為を戒め、その防止・啓発に努めます。
(地域経済への貢献)
5. 私たちは、高齢者福祉・介護事業体として法令を遵守し、地域経済の活性化に努めます。

『ホームのモットー』

1. 心のこもった優しい老人ホームでありたい。
2. 老人ひとりひとりにあった生きがいを職員も一緒になって見つけていきたい。
3. 地域と共に歩みたい。
 - (1) 入居者と職員が愛情と信頼で結びつき、「明るく」「優しく」「美しく」を介護の基本とし、入居者が生活の場として安心のなかで過ごしていただけるようなホームでありたい。
 - (2) 入居者と職員が、「愛情と信頼で結ばれ」共に「生きる喜び」「生きがいを見つけていく」施設でありたい。
 - (3) 本格的な高齢者社会に進むに伴い、福祉サービスの多種多様化する中で三輪会施設職員が在宅福祉サービスの重要性を認識し、施設の所在している地域の在宅福祉サービスを必要とする在宅要援護高齢者の自立生活の助長と、社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上を図ると共に、その家族の介護負担の軽減を図る事を目的として、また公的介護保険制度施行により、本年度も福祉施策の整備強化の為、現在実施している地域の在宅福祉サービス事業として、次の事業の拡充を図ります。

- (4) 「人としての尊厳を支える」ことを基本とし、目指していきます。具体的には、自己決定の場を作る。生活の継続性がある。残存機能が活用される。などが挙げられます。その人が今まで大事にしてきた暮らしにこだわり、生活習慣を大切にします。たとえ寝たきり状態であっても、自分でできることや自分で決められることと一緒に見つけ、サポートし入居者様個々の生活をケアし、支援していきます。

- (5) 個別ケア実践の確立に向け、個々の入居者様のペースで健康で安心して生活していただきます。

3. 運営事業

1) 施設サービス

◇岐阜市

- ・特別養護老人ホーム 光の園
《介護老人福祉施設 4人居室11室、3人居室2室、2人居室4室、1人居室15室、従来型個室37室 (定員110名)》
- ・地域密着型介護老人福祉施設 シルバータウン岩井
《地域密着型介護老人福祉施設 ユニット型 3ユニット (定員29名)》
- ・ケアハウスシャロームみわ
《軽費老人ホーム 1人居室22室、2人居室4室 (定員30名)》

◇関市

- ・介護老人福祉施設 ゴールドヴィレッジほらど
《介護老人福祉施設 ユニット型 10ユニット (定員100名)》
- ・関市板取老人福祉センター (関市指定管理)
- ・関市武芸川福祉センター (関市指定管理)

◇山県市

- ・介護老人福祉施設 オレンジヒルズやまがた
《介護老人福祉施設 ユニット型 5ユニット (定員50名)》

◇富加町

- ・介護老人福祉施設 アルトシュタットとみか
《介護老人福祉施設 4人居室5室、従来型個室60室 (定員80名)》

2) 在宅サービス

<ショートステイ事業>

◇岐阜市

- ・ショートステイ光の園
《併設型短期入所生活介護 4人居室3室、2人居室3室、1人居室4室 (22床)》
- ・ショートステイいわい
《併設型短期入所生活介護 ユニット型1ユニット (10床)》

◇関市

- ・ショートステイゴールドヴィレッジほらど
《併設型短期入所生活介護 ユニット型2ユニット (20床)》

◇山県市

- ・ショートステイやまがた
《単独型短期入所生活介護 ユニット型2ユニット (20床)》
- ・ショートステイオレンジヒルズやまがた
《併設型短期入所生活介護 ユニット型3ユニット (30床)》

◇富加町

- ・ショートステイとみか
《併設型短期入所生活介護 従来型個室 20室 (20床)》休止中

<通所介護事業>

◇岐阜市

- ・デイサービスセンター光の園 《通常規模型通所介護 定員20名》
- ・デイサービスセンターいわい 《地域密着型通所介護 定員15名》

◇関市

- ・デイサービスセンターあんき 《認知症対応型通所介護 定員10名》
- ・デイサービスセンターあんき 《通常規模型通所介護 定員37名》
- ・関市板取デイサービスセンター 《地域密着型通所介護 定員18名》
(関市指定管理)

◇山県市

- ・デイサービスセンターオレンジヒルズやまがた
《通常規模型通所介護 定員20名》

◇富加町

- ・デイサービスセンターとみか 《通常規模型通所介護 定員23名》

<ホームヘルプサービス事業>

- ・ホームヘルプサービスセンター光の園

<訪問給食事業>

- ・訪問給食サービス光の園 (岐阜市委託事業 実費利用可)
- ・訪問給食サービスあんしん (関市・山県市委託事業 実費利用可)

<認知症対応型共同生活介護事業>

◇岐阜市

- ・グループホーム樅の実 《認知症対応型共同生活介護 3ユニット (定員27名)》

◇山県市

- ・グループホームオレンジヒルズやまがた
《認知症対応型共同生活介護 2ユニット (定員18名)》

<居宅介護支援事業>

◇岐阜市

- ・在宅介護支援センター光の園
- ・居宅介護支援センター東部 (休止中)

◇関市

- ・居宅介護支援事業所ほらど
- ・居宅介護支援センターかわせみ

◇山県市

- ・居宅介護支援センターマロン

◇富加町

- ・居宅介護支援センターとみか

<地域包括支援センター>

- ・岐阜市地域包括支援センター北東部 (岐阜市委託事業)
- ・関市西地域包括支援センター (関市委託事業)
- ・山県市北部地域包括支援センター (山県市委託事業)

<サービス付き高齢者向け住宅>

◇山県市

- ・サービス付き高齢者住宅やまがた 《サービス付き高齢者住宅 (定員30名)》

※詳細は各事業所事業計画にて

3) 地域高齢者総合支援事業

地域貢献を主眼に、主体的に地域の高齢者福祉に尽力し、住み慣れた地域で安心して健やかに過ごして頂ける体制づくりに努め、地域高齢者福祉の拠点としての役割を果たしていく。地域巡回や下記セミナー、安否確認等、地域公益活動を推進し、地域高齢者サポートチームを中心に相談員、看護師、栄養士等の専門職が地域高齢者総合支援事業を実施する。

総合福祉施設 光 の 園 一 ほっとコミュニケーション

ゴールドヴィレッジほらど 一 わくわくセミナー

アルトシュタットとみかー わくわくセミナー

オレンジヒルズやまがたー にこにこサロン ※詳細は各事業所事業計画にて

4) 三輪会サービス委員会（苦情解決等第三者機関設置事業）

介護保険制度の実施に伴い、入居者、利用者及びその家族の方々のご意志を充分に理解し、より良い処遇を実施するために、第三者的に相談に応じることが出来る機関を設ける。

5) 人材育成事業

社会福祉分野において、将来を担える若手人材を育成することを目的として、当法人が定める奨学金制度規約に基づき、奨学金を貸与する。本邦の大学で介護・福祉の基礎知識を習得及び実践の向上を図り、卒業後、母国へ帰国した際も、介護・福祉の専門家として後継の育成を担える人材を育成する。

※ 詳細は人材育成事業計画にて

6) 感染症予防対策支援

新型コロナウイルス感染症等の予防対策として、法人職員全体に感染予防の周知徹底を図り、自分を守る、家族を守る、そして事業所に持ち込まないことで入居者様を守る、この『三守』に徹底して取り組む。同時に三輪会新型コロナウイルス感染対策ガイドラインに基づき、段階に応じた感染防止対策と、施設で感染症が発生した場合の対応・研修等を実施する。また、予防的なPCR検査の実施や感染が疑われる際の速やかな検査体制等も整備するとともに、入居者の皆様及び職員については、新型コロナウイルスのワクチン接種の状況が整い次第、同意のもと接種を進めていく。

家族との面会や行事運営等、施設・事業所運営においても、感染状況やワクチン接種状況に応じた段階的な緩和或いは制限を設け、感染対策に取り組んでいく。

4. 介護方針

高齢者の介護について絶対的と言えるものはない。福祉の仕事、特に老人福祉は高齢者が対象であるので、看取りまたは終末ケアにも近いものである。それは入居時から始まっており生命の尊厳に深く係わる仕事である。故に、一人一人の介護は一律であるはずがない。ただ、動かせない基本的なことは「ご高齢者の幸せとは何か」を、常に福祉の原点（愛）に立って考え、要介護高齢者的心をのぞきみながら介護することである。このことは特に、重度認知症高齢者の介護にあたっては忘れてはならないことであろう。高齢者福祉の現場での最大の誘惑は、高齢者が私達と共に願いを持ち、人間としての尊厳を持っているという事実を忘れがちになることである。ホームという一定の枠内に閉じこめ、交わる人間も職員以外には、面会に来る小数の人人に限るというような状況は、決して健全な生活とは言えない。入居者の、一人一人のQOL（生活の質）を考え、介護者も一緒に施設入居者と生きる目的を見つけ、明日を楽しみに生活できる介護サービスを実践していきたい。また生活の場として、家庭的な雰囲気つくりにも、配慮していくなければならない。介護に対して、職員が日々初心に返り、介護業務を見直すため、毎月の月間事業計画作成時に、職員が毎月介護のテーマを決め計画書に記載し、自己啓発を行う。またサービスを提供するに当たり、利用者又その家族に対してサービスの内容を十分説明し、理解と同意を得て、サービスを提供していく。

入居者の重度化に伴い、介護職及び看護師並びに関係機関と連携を図り、24時間体制の確保そして看取りの体制を確立していくとともに、ホームにおける看護職と介護職の連携による医療的ケアの体制整備、水準の確保に努めていく。

『全体介護について』

高齢者福祉の基本理念である老人福祉法第2条を基に、敬愛に満ち豊かな余生の場とするために、健康管理・医療・リハビリテーションを軸に「日常生活の自立」を課題として、個々の高齢者に対してその援助を念頭におき、施設での個々の入居者の生活の質の向上を図る。又、行事・サークル活動を計画的に実施し、ホームでの集団生活においての入居者同士の和を考え、よりよい人間関係を創り施設生活の充実に努める。又、重度認知症高齢者については、「自立の援助」「心の介護」を重視し、精神科医の協力を得ながら内面的な処遇に一層の拡大を計り、精神的な安定を計る。他方、施設機能の充実に努めると共に、認知症高齢者の介護についての職員の知識の鍛磨及び介護技術の向上に努める。

『個別介護処遇について』（ケア・カンファレンス）

入居者の主体性を尊重した介護を基本とし、入居者個人の生活歴・入居原因・性格等を十分に考慮しながらアセスメントを行い、生活習慣や現状況、願い等を的確に把握した上で、個々に応じたケアプラン、24時間シートを作成し本人又は家族の同意を得て、施設サービスを実施する。また必要に応じてサービス担当者会議を実施、入居者の状態に即応した柔軟な施設サービス提供に努める。更に、入居者数の増加しつつある認知症高齢者については、精神的に安定した環境つくり、生

活感、認知症高齢者間の社会つくり等を考え、「人として共に生きる。」を目標に施設サービスを実施する。また精神科医の助言を受け、レクリエーション的要素を取り入れた音楽・作業療法・サークル及び、戸外での行事等を効果的に活用し、専門的な認知症高齢者介護の確立を図る。入居日からケアプランを作成、入居者並びにその家族に提示し、了解を得て、介護を実施する。初回ケアプランの見直しは、3ヶ月後とし、その後は6ヶ月毎の見直しを基本とするが、心身状況の変化がみられる時等必要に応じて、隨時作成することとする。

★My Way シートの活用

入居者個々に歴史があり、培ってきた暮らしや生活習慣、嗜好等は異なる。また、入居されてから私たちが関わりを持つ時間は、その方の人生の一部でしかないことは言うまでもなく、出生から現在に至るまでの個々に培われた数十年の経験や暮らしを知らずして、その方らしい暮らしの継続を支援するには不十分といえる。別紙My Way シートを使用し、アセスメント時や日常のコミュニケーションの際や家族からの情報等により、個々の歴史を知り、生活習慣や人間関係、思い等を十分に把握し、それに基づいた個別援助計画に活かしていく。

★科学的介護の推進

行っている介護の根拠に基づいて、説明ができる介護を実践し、本人の自立支援・重度化防止を促進する科学的介護を推進することで、入居者に質の高いケアを提供するとともに、介護職の専門性の確立、社会的地位の向上を図る。
また、科学的裏付けに基づくデータベース（LIFE）によるエビデンスの蓄積と活用を推進するための循環を創出し、情報の共有、介護技術の可視化、介護技術の標準化、一元化を図る。

『家族との連携』

入居者の精神的・情緒的安定をより一層図るために、対人関係の基本となる家族・親族との継続的な交流は重要であり、担当介護職員よりの葉書による近況報告並びに毎月行事計画書の送付を実施、家族との情報交換の拡大・各種行事への参加等を促し家族との絆を深め、入所者と家族と施設の関係の充実を図る。入所者の心身状況に変化がみられる、ケアプランの変更の必要性がある等、必要に応じて家族・親族に連絡を行う。

『食事について』

給食のモットー「見た目に美しく栄養豊かなおいしい食事」

入居者にとって食事は最大の楽しみであり、健康管理においても一日の生活の中で欠かす事の出来ない行為である事を充分に考慮し、献立作成においても栄養面はもとより入居者の嗜好を把握し、充分満たされた献立になるよう、原材料の選択・調理方法・盛りつけ・配色・容器・適温等を常に吟味していきたい。

好きな物を選んで食べていただけるよう、おやつは1週間分ずつユニットにて管理し、提供している。

(1) 素材

新鮮で吟味されたものを選ぶ。

(2) 配膳・盛り付け方法の見直しをする。

主食や汁物等適温で摂取できるよう調理・配膳順序の検討、更に保温についての様々な方法を考慮する。又、副食の盛り付けは材料の配色を考え丁寧に配膳する。

(3) 季節感の味わいの為に、旬のものや薬膳料理等を取り入れる。

(4) 入居者の満足する食事を目指すために、職員の検食簿並びに残飯菜記録簿を整備する。

嗜好アンケート調査も年3回（6月、10月、2月）行う。調査の結果を集計し、統計的に見ることにより、入居者の嗜好を把握し、献立がパターン化しないよう、調理委員会において調理員、栄養士、介護職員、看護職員並びに生活相談員の意見も取り入れながら、栄養のバランス・素材の選択等を吟味していく。

(5) 特別食

療養食においては、医務室との連絡の円滑化を図り、より一層の研究をしていきたい。又、流動食においては食べ易さを第一に考え、調理法を見直し、小量の食事摂取量でも栄養価の高いメニューを考慮する。見た目にも良いソフト食にも取り組んでいく。

(6) 食器（容器）

調理された料理をより一層活かす配慮として、器についても衛生面はもとより、吟味された物を使用し、食生活の充実を計る。

食器は陶器を使用し、更に家庭的な雰囲気を出していく。

(7) 市場調査

年2回実施（6月、2月）地域のスーパー等と食材料納入業者との食材料の質、価格調査等

(8) 事故予防・衛生管理

1) 衛生管理

大量調理施設衛生管理マニュアルに準じ、調理室の清潔保持、自主点検、調理業務等を適時行う。

2) 食中毒の防止

食中毒等事故対策衛生管理チェック表を整備し、給食による食中毒防止の徹底を図ります。

また、入居者の皆様に保全の飲食物を提供する観点で、毎日の業務の中で間係職員による随時のチェックを行い事故の予防を図る。

・細菌検査（年4回）　・害虫検査（毎月）

・厨房職員の検便（月2回）

(9) 栄養ケアマネジメント

入居者個人が充実した施設生活をして頂く一端として栄養ケア・マネジメントを行い、個人に必要な食事を提供する事により「口から食べる食事」を重要視していくことにより、個人の求めている「自己実現」を目指す。

(10) 選択食（セレクトメニュー）

あらかじめ決められた中から好きなものを選択し入居者様の満足のいく食事提供に努める。

(11) ソフト食

食べ物の形、色があることで見た目においしく咀嚼、嚥下能力の低下された方でも安心して、召し上がるこの出来る食事の提供を心掛ける。

(12) バイキング

行事食とは別にバイキング食を取り入れ、栄養士、調理師、介護職員、看護職員並びに生活相談員が一緒になり、入居者が選んで食べて頂ける楽しみを増やしていく。

(13) 適した食形態の選定

見た目や栄養価的にも望ましい常食を目指しつつ、個人の希望も考慮し、適した食形態へ見直しを図る。食形態選定の際は、口腔ケア、体操、咀嚼、嚥下機能等の状態を栄養士、介護職員、看護職員並びに生活相談員の意見も取り入れながら選定する。

『行事食』

各月の行事食をバラエティ豊かな内容にして、暖かく楽しい雰囲気をつくり、心を大切にし、食事内容の創意工夫に努める。

※ 詳細は各施設事業計画にて

『医療看護について』

入居者の健康状態として、概ね9割の方に慢性疾患があり、健康管理は施設サービスにとって重要な業務である。入居者が、充実した施設生活をしていただくためには、健康管理・医療処置・リハビリ・必要な看護・介護・医療機関との連携、そして施設介護職員との情報交換連携・協力体制整備が不可欠である。入居者の生活歴・家族背景・既往歴・治療過程を理解し、情報を共有した上で職員による全人的な看護が提供できるよう努力していきます。

1 入居者の健康管理（医療機関との連携）

1) 嘱託医による健康管理

①週2回嘱託医により入居者の回診を行います。

入居者については、月2回以上の回診が受けられるよう支援します。

②入居者の皆様が年1回（6月）の健康診断を行えるよう支援します。

2) 看護職員による健康管理

①新規ご利用される入居者の必要な情報収集を行い。必要に応じた健康管理が行えるよう健康状態を注視します。

②入浴前のバイタルチェック（血圧・体温・脈拍）を行います。

③体調不良者へのバイタルチェック（血圧・体温・脈拍）と経過観察を行います。また、介護職員と連携を図り、必要に応じバイタルチェックを行えるよう支援します。

④体調に変化がある入居者については、必要に応じてご家族や嘱託医と連携を図り、嘱託医への診察、

他の医療機関への受診引率を行います。

⑤毎日のミーティングに参加し、入居者の健康面での情報を事前に把握し、日中の入居者皆様の様子を巡回し観察し、異常の早期発見に努めます。

⑥入居者皆様の処方された内服薬、処置に必要な薬等の管理と、毎食後の服薬管理、必要に応じた処置の実施管理を行います。

⑦専門医による往診診療

歯科医等の専門医による診療が順次行えるよう、環境の提供・経過情報・診療目的など適切な診療が行えるよう連携を図ります。

⑧管理栄養士との連携による栄養状態の把握と健康維持

栄養ケアマネジメントの導入により、管理栄養士・嘱託医・介護職員等との連携を図り、ここの栄養状態の改善などに努めています。

3) 衛生・予防管理

1. 環境保健事項

入居者の皆様が快適で健康的な生活を送る事が出来るよう、健康管理や保険衛生の観点から、環境保健事項をケアスタッフに指導行います。

2. 褥瘡予防・誤嚥性肺炎の予防

介護職員と連携を図り、入居者の皆様が症状を併発しないよう適切なケアを行える知識と技術を提供する。また、サービス向上を目的とし、内部研修の機会などを用いて、技術知識を向上できるよう努めます。

3. 感染症対策の推進

感染症対策委員会を中心に感染予防に対する意識啓発を促し、感染症の蔓延を未然に防ぎます。また、保健所等主催の研修会に参加し、最新の情報収集にも努めます。

① インフルエンザ対策

入居者の皆様については、嘱託医の指示により、インフルエンザワクチン接種をご家族同意のもとに実施します。なお、職員についても、同様に予防接種を実施し、外部からのインフルエンザ感染防止に努めます。

② 新型コロナウイルス対策

感染拡大等の情報を常に収集し、職員全体への感染予防への注意喚起に努めています。自分を守る、家族を守る、そして事業所に持ち込まないことで入居者様を守る、この『三守』に徹底して取り組むとともに三輪会新型コロナウイルス感染対策ガイドラインに基づき、段階に応じた感染防止対策を実施していきます。また、入居者の皆様及び職員については、新型コロナウイルスのワクチン接種の状況が整い次第、同意のもとに実施していきます。

③ その他感染症対策

ノロウイルス・MRSA・O-157・疥癬・SARS・COVID-19等の感染症についても、施設等で流行しやすい、また重度化しやすい疾患として強い認識を持ち、発症を防ぐべく、必要に応じ感染症予防対策、感染症への知識習得に努め、安全な環境での生活を入居者の皆様に提供できるよう努めます。

また、肺炎での死亡率が高い現状を鑑み、入居時等における肺炎球菌ワクチンなどの接種についても推奨していきます。

4) 口腔衛生

口腔機能や口腔衛生と全身状態は深く関連することが知られており、口腔内を清潔に保つことは、①口腔疾患の予防、②誤嚥性肺炎の予防、③口臭の除去、④二次感染の予防、⑤味覚をはじめとする感覚機能を高めるなど、健康で快適な生活を送るうえで重要な役割を果たしていると認識し、歯科医や歯科衛生士の指導、連携のもと、適切な口腔衛生を実施していきます。

2. 救急時の対応

昼夜問わず入居者の急変時の対応については、急変時の対応マニュアルに基づき、24時間適切な医療対応が実施できることを目的として、実施します。

3. 職員の健康管理

職員の健康管理についても、安定した各種サービス提供のため重要な案件と考え、必要な対応を実施する事により、職員の健康維持にも努めます。職員の健康管理については、「衛生管理者」有資格者を中心とした衛生委員を中心に、以下の対応を実施します。

◇健康診断

職員全員について、定期的に健康診断を行い、その結果を記録保存し嘱託医の指示を受け、必要に応じて職員への健康指導を実施する。また、腰痛の防止に配慮し「腰痛保護ベルト」を使用させるほか、別途腰痛防止体操を各自で施行するよう励行します。

◇定期健康診断

入居者 年1回（6月）

職員 年1回（直接処遇職員年2回、6月・12月）

◇嘱託医師 協力医療機関 ※ 詳細は各施設事業計画にて

『口腔ケアについて』

高齢になるにつれて身体機能の低下に加え、摂食・嚥下障害など口腔機能も低下する。また高齢者の死因として上位に挙げられる肺炎や虫歯、歯周病の予防のみならず全身の健康状態を保つためにも口腔ケアは重要である。食前に行う口腔体操や唾液腺マッサージ等の機能的口腔ケア及び歯磨きや歯垢除去等の器質的口腔ケアの充実を図り、生活の質の向上を目指します。

施設においては、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入居者の口腔ケア・マネジメントに係る計画書を作成し、適切な口腔ケアを実施します。また、歯科衛生士による定期的な口腔ケアを実施し、入居者の口腔内環境の維持向上を目指します。

『看取り介護について』

看取り介護の目的は、ご本人が最後まで尊厳を保ち、安らかな気持ちで生きることができるよう支援することです。たとえ回復することが期待できない状況でも、残された時間を身体的にも精神的にも、ご本人にふさわしく送れるよう施設の看取り指針に基づき支援します。

1. 看取り介護は日常生活の延長線上であり、入居された時から看取りは始まると捉え、日々の日常ケアの充実を図ります。
2. その人らしい人生の最期を迎えるよう、ご本人とご家族が残された時間をゆったりと過ごすための支援をします。
3. 認知症で意思が伝えられない方、ご家族が遠方のために訪問してもらえない方、この他様々な事情で施設において人生の幕を閉じようとされる方の充実した最期の日々のためにも、出来る限りの支援をします。
4. 看取り介護計画はご本人ならびにご家族の意見や思いを含めて作成します。
5. ご家族が遠慮や気兼ねをしないで済むような配慮を行うとともに、職員もご家族ができるだけ係われるよう支援します。
6. 時間経過や症状変化に伴い、ご本人、ご家族の思いが揺れ動いた場合にも、いつでも思いを伝えるように、ご本人、ご家族とのコミュニケーションを怠らないようにします。また同意書によりすでに意志が確定したものと考えないようにします。

『介護職による医療的ケアについて』

口腔内の痰吸引、胃ろうによる経管栄養が必要な方、また医療的ケアが必要な方にも安心して施設で生活が送れるよう、研修を受け認定を受けた介護職が、医師の指示のもと、看護師と連携し、本来医療職のみが行える医療行為の一部を行います。実施にあたっては安全性確保の為、体制を整備し、必要な医療的ケアの水準の確保に努め、定期的な確認・見直しを行います。また、医療的ケアのみを推進するわけではなく、予防的な対応や改善にも取り組みます。

5. 各会議

施設運営方針のもと、各種サービスの質の向上・技術知識の習得・ご利用者皆様の生活環境の向上などを目的として、会議・委員会を全ての職員が協力の下、運営していきます。職員相互の十分な意思の疎通を図り、共通認識にたった業務遂行の為、次の内容を踏まえ会議を開催します。

- ・可能な限り、事前に協議内容を周知し、参加職員により意見を持ち寄れる配慮をします。
- ・決定された事項は、直ちに周知し実施します。
- ・常にご利用者の立場に立ち、建設的な会議を運営します。
- ・決定された事項の実施計画は、次回の会議に報告します。
- ・実施できなかった事項は、できなかった理由、問題点を整理し次回の会議で検討の上その結果に基づき、直ちに実施を図ります。
- ・職員は自らの責任を自覚し、積極的な参加意識、主体性、自由平等な発言、相互理解、建設的態度で会議に参加し、有意義な時間とするよう努力します。
- ・新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策を講じて開催するとともに、リモートや書面で開催する等、感染状況等に応じて会議の運営をします。

各会議・委員会

- (1) スタッフ会議・職員会議 每月第4木曜日
*施設・デイ・居宅の全職員
事業計画の報告・反省・事務連絡・各会議の報告・職員の待遇面・職員研修・講師による講演等。
- (2) リーダー会議・主任会議 毎月第1金曜日
*施設長、相談員、各ユニットリーダー、看護職員、栄養士
各職務の責任者・担当者により、処遇介護に関する検討連絡会議。
- (3) ケース会議 隨時
*介護職員並びにユニットリーダー、相談員、看護職員、栄養士
全体・個々処遇問題ケース等の検討。ケアプランの見直し等。
- (4) 調理委員会 每月第3木曜日
*施設長、栄養士・調理員並びに相談員、各ユニットリーダー
行事等の献立内容・嗜好調査結果検討実施・入所者の食生活の充実・勉強会・その他研修。
- (5) 看護師部会 每月第1月曜日
*施設長、看護師、相談員、各ユニットリーダー、栄養士
入所者の健康管理並びに、看護・処遇介護に関する検討連絡会議。
- (6) 行事委員会 每月第2金曜日
*各職種別担当者
行事担当者が内容の計画立案、実施並びに反省会開催。
- (7) サービス全体会議 每月第3木曜日
*施設各担当主任、責任者・各在宅サービス事業所担当者
特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、居宅介護支援事業所、ホームヘルパー、
ケアハウス、グループホーム、包括支援センター、シルバータウン岩井、オレンジヒルズやまた、
ゴールドヴィレッジほらど等の現況報告、情報交換及び居宅サービス利用者の生活全体に
幅広く対応し、適切なサービス内容、そして諸々の問題点等を速やかに対処していく為。
そして居宅介護サービス事業所と介護支援専門員との間の連携を図る目的として開催する、
また、サービス体制の検討並びに各事業計画作成等の運営検討会議。
- (8) 防災対策委員会 年3回定例会及び必要に応じ随時開催
*施設・デイサービスセンター等各リーダー
火災、震災等有事における入所者の安全を守るために並びにBCP等、防災の対策委員会。
- (9) 入所検討委員会、緊急入所、特例入所検討委員会 必要に応じて随時
※ 指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針参照。
- (10) 苦情処理委員会 隨時開催 *苦情処理委員
※ 各施設苦情処理要綱参照
- (11) 事故防止委員会 每月第1月曜日及び随時開催
*施設長、相談員、各ユニットスタッフ、看護職員、栄養士
入居者の転倒事故等の記録を委員会で調査、データを表等にまとめ、実態把握を行い、

ケース会議で発表する、そしてデータをもとに検討を介護職員全員で話し合い、入居者の転倒予防、再発予防を図る。又、ベッドの四面柵、抑制着、転落防止の車椅子腰ひも使用の全廃を目指す委員会

(12) 感染症対策委員会 毎月1回及び随時開催

*施設長、相談員、各ユニットリーダー、看護職員、栄養士

感染症及び食中毒を予防する体制を整備し、普段から対策を実施するとともに、感染症及び食中毒発生時には、迅速で適切な対応を図ることを目的とする委員会

(13) 身体拘束ゼロ委員会 每月1回

*施設長、相談員、各ユニットリーダー、看護職員、栄養士

ベッドの四面柵、抑制着、転落防止の車椅子腰ひも使用の全廃を目指す委員会

(14) 安全管理委員会 每月1回

*施設長、相談員、各ユニットリーダー、看護職員、栄養士

職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする委員会

(15) 看取り委員会 隨時開催

安らかな最期を迎えるための、家族、職員間の連携、精神的な不安の緩和等、様々なサービスの充実を図ることを目的とする委員会

(16) 医療的ケア安全管理委員会 隨時開催

看護師と介護職員の連携による医療的ケアの実施にかかる体制・事故およびヒヤリハット事例、または褥瘡や医療看護に伴うケア等を検討し、安全な医療的ケアを提供することを目的とする委員会

(17) 医務室連携会議 每月1回

各事業所医務室の現況報告、情報交換並びに看護師の資質向上及びケアスタッフの医療的知識向上を目的とする連携会議

(18) その他

・朝夕の申し送り 毎日 隨時（その日の日勤者全員）

6. 職員研修・資格について

(1) 施設外研修については、例年通り精力的に参加し、これから老人福祉施策の勉強、他の施設との情報交換並びに処遇介護技術の向上を計る。

(2) 施設内研修については、内外の講師をお願いして意欲的に研修の場を持ち、スタッフ会議では処遇介護知識・技術研修等、スキルアップを目指す研修を行う。また、定期的なスタッフ主动での勉強会を開催し、施設としては各種資料・DVD等の整備を行い、職員全体の資質向上を計る。

さらに職員の資質向上を目的に、毎年度目標を定めて計画的に研修を実施し、その研修評価まで行い、更なるスキルアップを図る。

令和3年度 資質向上の目標 「老人の疾病とその介護予防」 年2回研修予定

(3) 新規職員の採用時、入職職員の定着、スキルアップ及び資質向上を目的に、新人研修を開催する。

新人研修	日程	3月（年度中途採用者は適宜実施）
	対象者	令和3年度 新規採用者全員
	目的	法人の理念や職員としての心得、規則、社会人としてのマナーなど、採用時の必須項目や基本的ルールの習得及び介護に携わる職員として、尊厳や法令の遵守、コミュニケーションや介護の技術等を学び、法人職員としての基礎をつくるために実施する。
	内容	オリエンテーション・施設見学 座学（三輪会の理念　社会人・法人職員としての心得　など） 介護技術（移乗、移動、ベッドメーキング等） ※ 新人研修プログラムに準じる

(4) 介護保険制度改正に伴い、制度・運用のあり方・施設としての対応について、全職員に対して研修等を実施する。

(5) 資格について

社会福祉士、介護福祉士、ケアマネージャーについては、受験資格のある職員に対して施設が協力、支援して精力的に職員の資格取得を目指す。

(6) 実習生の受け入れ

実習生を受け入れすることによって、職員にとってはその指導する技術を向上させる機会である。

7. 防災計画について

施設の防災計画として、職員の防災の周知徹底を図るために、防災総合訓練を年3回以上行う。その内、夜間訓練については2回以上とする。管理宿直については、宿直者を配置し予防に万全を期する。特に東海地震発生時の対応についても、地震防災計画を作成し、防災委員会を開催し、職員に周知徹底を図る。また訓練関係管庁の指導を受け、有事の際の対応の充実を図る。さらには、水害や土砂災害等を想定した訓練等、法人で規定するB C P（事業継続計画）に基づき、利用者及び職員の安全を確保するため、防災体制の見直しを図っていく。

社会福祉法人として、地域の防災に主体的に取り組み、震災時、有事の際の協力体制等、地域の防災拠点としての役割を担っていく。

新型コロナウィルス感染症の拡大等に備え、防災対策と並行した感染対策の取り組みが不可欠であり、そのための備品整備等も計画していく。

8. ボランティア会について

入居者の生活環境の向上を目指し、各行事、サークル等の更なる充実を図る為、長期的及び継続的に、各催しの運営補助を行うボランティアを募集する。

ボランティアは「登録申請書」により登録し、各月の行事予定の配布を行う。

9. 職員待遇について

年次有給休暇並びに特別休暇を、職員が必要に応じて取得できる職員配置、業務並びに勤務体制の確立を図る。職員配置については、直接処遇職員（介護職員、看護師）と入居者並びに利用者との割合を1対2以上配置し、この勤務体制を図りたい。福利厚生は、職員親睦会光の園新緑会に助成金、法人所有のリゾートトラストのエクシブ琵琶湖並び関連ホテルの職員利用の推進を図る。また光の園新緑会主催の職員旅行は、業務に支障が無いよう年1回は実施する。また、光の園新緑会の事業（レクレーション、食事会、その等）の支援を行い、職員間の和を尊重し働き易い職場環境を目指す。

令和2年においては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、職員旅行や食事会等は実施を断念せざるを得ない結果となった。令和3年についても、地域の感染や予防接種の状況に応じて、実施を検討するとともに創意工夫した対応を図っていく。